

## 第4次少子化社会対策大綱（案）に対する意見

2020年5月11日  
日本商工会議所  
東京商工会議所

- 少子化の進行は、人口減少、特に生産年齢人口の減少と高齢化の進展を通じて、労働供給の減少、市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準低下など、社会経済に多大な影響を及ぼす問題である。
- このことから、少子化対策は国の将来を左右する最重要課題の一つである。
- しかし、2015年に策定された現在の少子化社会対策大綱では、「今後5年間を『少子化対策集中取組期間』と位置づけ、必要な財源を確保しつつ、政策を抜本的に充実させていくことが必要」としながらも、2015年に一旦は1.45まで回復した合計特殊出生率はここ数年微減傾向で、2019年の出生数（推計）は86万4,000人と過去最少を記録し、いわば「86万ショック」とも呼ぶべき状況となるなど、少子化の進行、人口減少は深刻さを増していることから、時間的な猶予はない。
- こうした状況を踏まえ、官民を挙げて今求められる取組を早急に進めるとともに、長期的な展望に立って、総合的な対策を大胆に進めていくことが不可欠である。
- 当所は、本大綱（案）が掲げるこうした認識と考え方を一にするとともに、政府が一体となって、本大綱（案）に盛り込まれた多岐にわたる施策を鋭意推進していくことを期待する。
- その上で、当所は、少子化の進行や人口減少、地方の疲弊に対して強い危機感を持っていることから、施策の方向性や推進体制、具体的内容等について、日本経済の屋台骨を支える中小企業の視点に立って、当所の意見を下記により申しあげる。

### 記

【少子化対策に要する財源に関する考え方について：本文1ページ、12ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○少子化の進展に歯止めをかけるため、<u>長期的な展望に立って、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進めていくことが必要</u>である。</p> <p>○今般、消費税の引き上げにより確保した2兆円規模の恒久財源を子供や子育て世代に大胆に投資し、保育の受け皿の大幅な整備、幼児教育・保育の無償化、真に経済的支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援などを実現した。</p> <p>○少子化の進展が国民共通の困難であることに鑑み、<u>更に強力に少子化対策を推進するために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら検討を進めていく</u>。</p>	<p>&lt;少子化対策に要する財源について&gt;</p> <p>○<u>少子化対策を拡充するには、多額の財源が必要</u>となる一方で、国・地方ともに極めて厳しい財政状況にある。</p> <p>○このため、<u>高齢世代への給付に過度に偏った社会保障費などの財政支出のあり方を抜本的に見直すとともに、女性・高齢者の活躍で生み出される新たな財源は、可能な限り子育て支援など少子化対策に資する形で現役世代に還元していくべき</u>である。</p> <p>○こうした考えの下で、<u>更に強力に少子化対策を推進していくために必要な安定財源を確保していくことが不可欠</u>である。</p>

※事業主拠出金に関する記載なし。

#### <事業主拠出金について>

- 企業主導型保育事業に係る助成金の財源である事業主拠出金は、業績の良し悪しに関係なく全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げも続いていることから、企業にとって負担感が増している。
- そもそも、子育て支援など少子化対策の財源は、社会全体で子育てを支えていく観点から、税による恒久財源で賄うべきである。
- コロナショックにより多くの中小企業がかつてない苦境に直面している中、今年度の料率は 0.36%に引上げられたが、事業主拠出金のおよそ6割弱は中小企業が負担していると推測されることから、政令事項である毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討すべき旨を盛り込むべきである。
- また、安易に用途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げることなく、特に、今後は積立金の余剰分の動向等も勘案した上で、料率の引下げも視野に入れて検討していくべきである。
- 更に、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中期の事業計画を明らかにすることも必要である。

【少子化対策における基本的な目標について：本文3ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「<u>希望出生率1.8</u>」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくることを、<u>少子化対策における基本的な目標とする。</u></p> <p>○このため、若い世代が将来に展望を持てるような雇用環境の整備、結婚支援、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯の負担軽減など、「希望出生率1.8」の実現を阻む隘路の打破に取り組む。</p> <p>○もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意する。</p>	<p>○本大綱（案）では、一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現に向け、個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくること等を少子化対策における基本的な目標としている。</p> <p>○2015年に閣議決定した現在の大綱では、<u>「希望出生率1.8」といった数値を前面に掲げていないが、具体的かつ定量的な目標を設定することは大いに意義があり、少子化対策に関する社会的な関心の喚起や機運の醸成にも寄与するものである。</u></p> <p>○したがって、<u>政府は本大綱（案）が掲げる「希望出生率1.8」の実現を前面に打ち出して、少子化対策を総合的に推進していくべきである。</u></p> <p>○また、「<u>選択する未来</u>」委員会の報告等で掲げた「<u>50年後においても1億人程度の規模を有し、安定した人口構造を保持する</u>」という目標も前面に掲げるべきである。</p> <p>○なお、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意する必要があることは言うまでもない。</p>

【施策の推進体制について：本文 11 ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○少子化対策を総合的に推進するため、<u>少子化社会対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって少子化対策に取り組む。あわせて、本大綱の推進に当たり、内閣府子ども・子育て本部が司令塔となって、関係省庁の連携・推進体制の強化を図る。</u></p>	<p>○2014年に設置された「<u>選択する未来</u>」委員会の報告に盛り込まれた2020年頃までに<u>取り組むべき対応の進捗状況について検証を行い、今後の必要な対応について検討していくことを目的として、本年3月に設置された「選択する未来2.0」と緊密に連携していく必要性を盛り込むべきである。</u></p>
<p>○少子化対策の推進に当たっては、<u>まち・ひと・しごと創生など、少子化対策と関連の深い政策分野との連携に留意する。</u></p>	<p>○<u>少子化対策に関しては、人口・経済・地域の課題に一体的に取り組むアプローチが有効である。</u></p> <p>○特に、人口減少の最大の要因は若年層を中心とした東京圏への人口流出であり、<u>全国平均に比べて出生率が低い東京圏（※）への人口流出が続けば、国全体の人口減少に拍車をかけることが懸念される。</u></p> <p>○したがって、「<u>選択する未来</u>」委員会の報告等で掲げた「<u>50年後においても1億人程度の規模を有し、安定した人口構造を保持する</u>」という目標を現実のものとするには、「<u>東京圏への一極集中の是正</u>」など、「<u>まち・ひと・しごと創生長期ビジョン</u>」（令和元年改訂版）、第2期「<u>まち・ひと・しごと創生総合戦略</u>」等と緊密に連携して施策を推進していくことで、「<u>東京と地方が共に栄える、真の地方創生</u>」を実現することが必要である。</p> <p>○その上で、少子化・人口減少の進展、低迷が続いている生産性、地方の疲弊といったわが国のトレンドを変えるための「<u>ジャンプ・スタート</u>」を、2020年代初めを目途に<u>実行する必要がある旨を明記すべきである。</u></p>

※2018年合計特殊出生率：全国 1.42、東京都 1.20、神奈川県 1.33、千葉県 1.34、埼玉県 1.34

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○本大綱の施策について、その効果的な推進を図り、より実効性のある少子化対策を進めるため、<u>施策の進捗状況等を検証・評価し、必要な見直しにつなげるPDC Aサイクルを適切に回していく。</u></p>	<p>○<u>2015年に閣議決定した現在の</u>大綱では、「<u>今後5年間で『少子化対策集中取組期間』と位置づけ、必要な財源を確保しつつ、政策を抜本的に充実させていくことが必要</u>」としながらも、2019年の出生数（推計）は86万4,000人と過去最少を記録し、いわば「86万ショック」とも呼ぶべき状況となるなど、<u>少子化の進行、人口減少は深刻さを増していることから、PDC Aサイクルを適切に回していくことが不可欠である。</u></p> <p>○<u>なお、効果の検証にあたっては、出生率が上がらない原因を類型化すれば、次の3種類が考えられることに留意すべきである。</u></p> <p>①適切な対策は打ってきたが、トレンドを変えるには時間が足りていないために、間もなく効果は上がってくるだろうという考え方。</p> <p>②一部の鍵となる政策がうまく機能していないことが、致命的なネックとなっているという考え方。例えば、まち・ひと・しごと創生の取組において、東京一極集中が是正されていないという問題など。</p> <p>③想定していなかった重要な課題要素があり、そのことへの対策が欠けていた、すなわち検討が十分ではなかったという考え方。この考え方に関しては、例えば、現在から将来にわたる国民の「幸福度」という視点が重要な要素として挙げられる。</p> <p>○また、安定財源を確保しつつ、少子化対策を更に拡充していくには、国民の理解が不可欠であることから、本大綱が掲げている<u>少子化対策の効果・成果について、国民にとって分かりやすい形での「見える化」を進めていく必要がある。</u></p>

【地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援について：別添資料 2 ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○<u>地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組を支援する。</u></p> <p>○その際、複数の地方公共団体が連携して行う広域的な取組を重点的に支援するとともに、ノウハウに乏しい地方公共団体に対しては人的支援も含めた支援を行う。</p>	<p>○各地商工会議所においても婚活支援のための取組を実施していることから、<u>商工会議所の取組も支援対象とする旨を明記されたい。</u></p> <p>※参考：日商ホームページ「商工会議所 婚活情報」  <a href="https://www.jcci.or.jp/sme/labor/youthandwoman/marriage/">https://www.jcci.or.jp/sme/labor/youthandwoman/marriage/</a></p>

【「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備について：別添資料 2 ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、「子育て安心プラン」に基づき、<u>2020年度末までに待機児童解消を図り、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。</u></p>	<p>○保育の受け皿整備は着実に進んでいるが、<u>昨年4月時点の待機児童数は前年比で3,123人減少したものの未だ16,772人いる状況である。</u></p> <p>○安心して子供を産み育てられる環境整備のみならず、女性の活躍推進に向け、保育の受け皿の更なる整備による待機児童の解消や質の確保は喫緊の課題であることから、「子育て安心プラン」に基づく取組を着実に推進し、<u>早期に待機児童ゼロを実現すべきである。</u></p>

【企業等による事業所内保育施設等の設置の促進について：別添資料3ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○<u>企業等による事業所内保育施設の設置を促進する。</u></p> <p>○<u>企業主導型保育事業について、運営に係る経費及び受け皿整備に伴う整備費の一部を支援する。</u></p>	<p>○2016年に創設された<u>企業主導型保育事業</u>は、11万人分の整備目標に対して、2018年度は3,817施設、86,354人分（定員）の助成決定（新規助成決定1,327施設30,278人・定員）がなされるなど、<u>量的整備は順調に推移している。</u></p> <p>○また、<u>設置企業の76%は中小企業であることから、本事業は中小企業の人材確保や、女性活躍の推進に大いに寄与している。</u></p> <p>○一方、<u>事業規模の拡大に伴い、保育の質や、定員割れ・休止等の事業の継続性、実施機関による指導監査、各種相談の実施体制の不十分さ、助成金の不正受給など様々な課題が顕在化したことから、昨年3月に公表された検討委員会報告では、審査委員会による審査体制や審査内容の充実・精度の向上、指導監査の充実・強化をはじめ、早急に改善すべき今後の方向性に関する対応策が取り纏められた。</u></p> <p>○したがって、<u>政府はこの方向性に沿って取り組んでいくことで、助成金の不正受給など諸課題に厳正に対処していくことが不可欠であることや、企業主導型保育の量と質の確保を図っていく旨を明記すべきである。</u></p> <p>※事業主拠出金に対する意見は上述の通り。</p>

【育児休業など男性の育児参画の促進について：別添資料5、6ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○<u>育児休業制度について、柔軟な取得を可能とするための分割取得の拡充を検討するとともに、配偶者の出産直後の時期の男性の休業を推進するための枠組みについて、取得しやすい手続や休業中の給付などの経済的支援等を組み合わせることを含めて検討する。</u></p>	<p><b>&lt;男性の育児休業の取得促進策について&gt;</b></p> <p>○<u>男性の育児休業取得率は6.16%（2018年度）と徐々に向上しているものの、政府目標である30%（期限：2025年まで）を大きく下回っている。</u></p> <p>○一方、内閣府の調査で、<u>末子の妊娠中から出生後2ヵ月以内に休暇を取得した男性の割合に関して、末子の妊娠中の取得率は46.1%、末子の出生後2ヵ月以内の取得率は実に58.7%に上っている。</u>また、取得した休暇の合計日数は10日未満が74.9%であるが、10日以上が25.2%に上っている。</p> <p>○具体的にご利用した休暇制度に関しては、<u>年次有給休暇が突出して多く、育児休業は少ないことから、多くの男性は育児休業ではなく、年次有給休暇を利用して、柔軟に休暇を取得している。</u></p> <p>○一方、東京都の調査で、<u>男性の育児休業取得にあたっての課題に関して、事業所調査、従業員調査ともに、「代替要員の確保が困難」が最も多く挙げられていることに加え、「男性自身に育児休業を取る意識がない」や「職場がそのような雰囲気ではない」、「社会全体の認識の欠如」を挙げる割合が高くなっている。</u></p> <p>○本大綱（案）には、<u>配偶者の出産直後の時期の男性の休業を推進するための枠組みについて検討していく旨が記載されているが、深刻な人手不足の状況など、あくまで企業の実態に基づいた方策を検討していくことが不可欠である。</u></p> <p>○また、<u>多くの男性は育児休業ではなく、年次有給休暇を利用して、柔軟に休暇を取得している実態を踏まえると、男性の育児休業取得の義務化など、一律・強制的な措置は実施すべきではない。</u></p> <p>○あくまで、<u>国民的な機運の醸成や、育児休業を取得しやすい環境整備を政策面で支援していくことが重要である。</u></p>

○2020年の雇用保険法改正により、子を養育するために休業した労働者の雇用と生活の安定を図るための給付と位置付けられた育児休業給付について、上述の男性の育児休業の取得促進等についての総合的な取組の実施状況も踏まえつつ、中長期的な観点から、その充実を含め、他の子育て支援制度の在り方も併せた効果的な制度の在り方を総合的に検討する。

#### <育児休業給付率について>

- 公労使が議論し、昨年末に策定された労働政策審議会の「雇用保険部会報告」には、「育児休業給付に充てる保険料率の水準は、現在の同給付の支出状況及び今後の見通しを踏まえ、当面、現行の雇用保険料のうち 4/1,000 相当とすべき」と記載されている。
- また、わが国の育児休業給付は、既に諸外国と比較しても相当程度高い水準にある。
- 育児休業給付の給付率に関しては、多くの中小企業から、給付率の引上げは雇用保険料負担の増加に直結するので、慎重に検討すべき、との声が聞かれている。
- したがって、給付率を引上げて企業に負担増を強いることのないよう、慎重な検討が不可欠である。

#### 【テレワークの推進について：別添資料7ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○「<u>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</u>」等に基づき、子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランス、労働生産性向上等の観点から、<u>情報通信技術を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークについて普及促進を図る。</u></p>	<p>○東京商工会議所が本年3月に実施した調査で、<u>テレワークを実施している企業は26%で、従業員規模が小さくなるほど実施率は低下する傾向にある。</u></p> <p>○<u>新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、テレワークを実施する企業が増加している中で、テレワークなど多様で柔軟な働き方を推進していくことは少子化対策としても重要であることから、特に中小企業に対するテレワークの普及をより一層後押ししていく必要性を明記すべきである。</u></p>

【児童手当の支給・在り方の検討について：別添資料9ページ】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>○児童手当について、<u>多子世帯への充実・重点化</u>が必要との指摘も含め、<u>財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。</u></p>	<p>○児童手当について、<u>多子世帯への充実・重点化</u>が必要との指摘も含め、<u>子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討していく重要性は理解する。</u></p> <p>○一方で、<u>0歳から3歳未満の児童手当の15分の7相当である約1,800億円は、事業主拠出金が財源となっている。</u></p> <p>○そもそも、子育て支援など少子化対策の財源は、<u>社会全体で子育てを支えていく観点から、税による恒久財源で賄うべきである。</u>また、<u>上述の通り、事業主拠出金の料率引上げが続き、企業にとって負担感が増していることから、安易に用途を拡大することなく、運用規律を徹底することが求められている。</u></p> <p>○したがって、<u>児童手当について、多子世帯への充実・重点化を図るならば、その財源は事業主拠出金ではなく、税による恒久財源を充てるべきである。</u></p>

【その他】

第4次大綱（案）	日商・東商の意見
<p>—</p>	<p>○国の将来を左右する最重要課題の一つである少子化対策に関する施策の指針である<u>本大綱は、極めて重要な使命を担っている。</u></p> <p>○通常、<u>パブリックコメント（意見募集）は、1カ月程度の期間を設定し、あらゆる主体から幅広く意見を募集することが求められる。</u>また、<u>パブリックコメントは、国民的な議論や関心を喚起していくことも目的の一つである。</u></p> <p>○しかし、<u>今般のパブリックコメントは、意見募集の期間が1週間程度、営業日ベースでは3日間と極めて短い。</u></p> <p>○今後、<u>意見募集を行う際には、十分な期間の設定と幅広い告知をしていくことが不可欠である。</u></p>

以上